

みらい会介護医療院 運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 医療法人みらい会が設置するみらい会介護医療院（以下「施設」という。）において実施する介護医療院の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

- (1) 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供するように努める。
- (2) 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (3) 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (4) 施設は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 みらい会介護医療院
- (2) 所在地 青森県平川市柏木町藤山37番地5

第2章 従業者の職種、員数及び職務内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設における従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（医師と兼務）

施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師 4名

入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

また、入所者の病状が急変した場合においても速やかに診察を行う体制を確保するため、宿直を行う。

(3) 薬剤師 3名

医師の診断に基づき、調剤及び医薬品の管理を行う。

(4) 看護職員 10名以上

医師の指示に基づき医療行為を行う他、入所者の健康管理及び療養上の指導を行う。

(5) 介護職員 15名以上

入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(6) 理学療法士または作業療法士 1名以上

入所者のリハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練の実施に際し指導を行う。

(7) 管理栄養士 1名

食事献立の管理、栄養指導、その他入所者の栄養マネジメントを行う。

(8) 介護支援専門員 1名

施設サービス計画の作成とともに、要介護認定及び更新手続きを行う。入所者の処遇上の相談、市町村の連携に関する業務を行う。

(9) 診療放射線技師 1名

放射線検査等を行う。

(10) 事務員 4名

必要な事務を行う。

(11) 調理員 6名

必要な調理を行う。

第3章 定数

(入所定員)

第5条 当施設はⅠ型介護医療院であり、入所定員は、60名とする。

第4章 入所者に対する施設サービスの内容及び利用料その他の費用

(介護医療院サービスの手続きの説明及び同意)

第6条 施設は、サービス提供の開始に際して、あらかじめ入所者またはその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項

を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(入退所)

第7条 長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象にサービスを提供する。

- (1) 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- (2) 施設は、入所申込者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講ずる。
- (3) 施設は、入所申込者の入所に際しては、心身の状況、病歴等の把握に努める。
- (4) 施設は、その病状及び心身の状況並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者に対し、サービスを提供するものとする。
- (5) 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。
- (6) 施設は、入所者の退所に際しては、その者または家族に対し、適切な指導を行うとともに、退所後の主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービスまたは、福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。

(要介護認定に係る援助)

第8条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるように援助する。

(介護医療院サービスの内容)

第9条 介護医療院サービスの内容は、次の通りとする。

- (1) 施設サービス計画の作成、相談、援助
- (2) 診療
- (3) 医師の指示の下、自立に向けた機能訓練及びその他必要な医療
- (4) 入浴（1週間に2回以上入浴または清拭）
- (5) 排泄援助
- (6) 褥瘡の予防
- (7) 日常生活上の世話（食事、離床、着替え、整容等）
- (8) レクリエーション行事
- (9) 栄養管理
- (10) 口腔衛生の管理

(利用料等)

第10条 介護医療院サービスの利用料は、次の通りとする。

- (1) 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第21号)によるものとする。

- (2) 施設は前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする

1) 食事の提供に要する費用 1, 445円/日

2) 居住に要する費用 多床室 820円/日
個室 1, 728円/日

- 3) その他、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、余暇関連費用のほか、日常生活用品費、理美容代、行事費、健康管理費等があるが、これらについては、希望する入所者に限り、実費を徴収する。

- 4) 前項(1)及び(2)について介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

- 5) 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、入所者又その家族に対して利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

- (3) 介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

- (4) 法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者又は家族に対して交付する。

第5章 施設の利用にあたっての留意事項

(日課の励行)

第11条 入所者は、医師、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第 1 2 条 外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより担当医に届け出る。

(禁止行為)

第 1 3 条 施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動を行うこと。
- (3) 施設内で喫煙すること。
- (4) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第 6 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 1 4 条 施設は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定し、その計画に基づき非常災害対策として避難、救出訓練を行う。

- (1) 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、防火管理者が行う。
- (2) 防訓練及び非難・救出訓練は、年 2 回実施する。

第 7 章 その他施設の運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第 1 5 条 施設は入所者の使用する施設、食器その他の設備または飲用水について、衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。また、施設において、食中毒または感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずる。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(秘密保持と個人情報)

第16条 施設の従業者は、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を保持し、漏らしてはならない。

- (1) 退職者等が正当な理由なく業務上知り得た入所者または家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
- (2) 療養上必要な場合、居宅支援事業所や他のサービス事業所との連携を図るなど、入所者または家族の情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者及び家族の同意を得る。

(職員の質の確保)

第17条 施設は、職員の資質向上のために、その研修機会を確保する。

(虐待防止に関する事項)

第18条 施設は入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束)

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を実施する。

(記録)

第20条 施設は、入所者に対するサービス提供の記録を整備し、その記録を利用終了後、5年間保存する。

(苦情等への対応)

第21条 施設は、サービスの提供に係る入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 施設は、提供したサービスに関し、市町村からの文書・掲示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行う。
- (2) 施設は、提供したサービスに係る入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第22条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
 - 2 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
 - 4 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(協力病院等)

第23条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めるものとする。

施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(地域との連携)

第24条 施設は、その運営にあたっては、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(業務継続計画の策定等)

第25条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するものとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第26条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

(その他)

第27条 施設は、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人みらい会と施設管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

令和元年 9月1日より一部改正（人員、特別診療費、作業療法追加）施行する。

令和元年10月1日より一部改正（介護報酬改正のため、利用料変更）施行する。

—医療院サービス費、食費、居住費—

令和２年１月１日より一部改正（委託会社名変更 株式会社 エラン）施行する。

令和３年５月２２日より一部改正（従業者の職種、員数及び職務内容 第４条(3) 薬剤師人数の変更）施行する。

令和３年１２月１６日より一部改正（従業者の職種、員数及び職務内容 第４条(3) 薬剤師人数の変更）施行する。

令和４年１月６日より一部改正（従業者の職種、員数及び職務内容 第４条(3) 薬剤師人数の変更）施行する。

令和４年２月２１日より一部改正（従業者の職種、員数及び職務内容 第４条(3) 薬剤師人数の変更）施行する。

令和４年４月１日より一部改正（従業者の職種、員数及び職務内容 第４条(3) 薬剤師人数の変更）施行する。

令和５年４月１日より一部改正（従業者の職種、員数及び職務内容 第４条(3) 薬剤師人数の変更）施行する。

令和６年２月１日より一部改正（運営の方針 第２条（３）（４）の追加）、（介護医療院サービスの内容 第９条（９）（１０）の追加）、（衛生管理等 第１５条（１）～（４）の追加）、（虐待防止に関する事項 第１８条の追加）、（身体拘束 第１９条第２項の追加）、（業務継続計画の策定等 第２５条の追加）、（その他 第２６条第１項、第２項の追加）施行する。

令和６年４月１日より一部改正（従業者の職種、員数及び職務内容 第４条(3) 薬剤師人数の変更）施行する。

令和６年６月１日より一部改正（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等 第２６条の追加）施行する。

令和６年８月１日より一部改正（利用料等 第１０条（２）２）居住に要する費用の金額変更）施行する。

令和６年１０月１日より一部改正（利用料等 第１０条（２）２）居住に要する費用多床室の金額変更）施行する。

令和６年１１月１日より一部改正（従業者の職種、員数及び職務内容 第４条(3) 薬剤師人数の変更）施行する。

令和７年２月１日より一部改正（従業者の職種、員数及び職務内容 第４条(2) 医師人数の変更）施行する。

令和７年６月２１日より一部改正（従業員の職種、員数及び職務内容 第４条（３） 薬剤師人数の変更）施行する。